



HPはこちら

「アルコール検知器」の導入目的を忘れてはならない！

1月22日の団体交渉で「アルコール検査の目的」や「基準等の見直し」について議論する

【経営側の認識】

- ◇ 「人（管理者）による判断が優先する」との認識は変わらない。「アルコール検知器」の使用は、鉄道従事員として「飲酒をしていない」ことを担保するものである。社員の日々の努力は認識している。
- ◇ 今後の働き方改革などにより、当直業務の軽減につながるよう機械に任せる可能性はある。
- ◇ 検査前の飲食などの注意喚起を含めて、検知器の取り扱いを管理者と社員双方に周知させていく。

【東日本ユニオンの主張】

- 就業規則第18条で「社員は、酒気を帯びて勤務し、又は勤務中に飲酒してはならない」と定めているが、特に運転士と車掌は「アルコール検知器」で「酒気帯び」と判断される数値を出さないように、日常生活から特段気を使い、神経を擦り減らしていることを理解してもらいたい。
- 社員に対する説明が足りていない。現場では「なぜ、基準を変更したのか」が分からない。FaceTime（フェイスタイム）での点呼は、あくまでも対面点呼の代わりと認識しているが「人による点呼」が第一である。機械化により「将来、当直業務が無くなるのではないかと不安を抱えている管理者もいる。
- 「0.05mg/l 以上の数値を出さないこと」が目的ではなく「酒気帯びで勤務しない」ことが目的にならないといけない。誤って無意識に「イソジンでうがした後」や「飲食した後」に検査を行い、数値を出してしまう社員もいる。アルコール検知器は飲食検知器ではない。酒気帯び以外で数値を出してしまった場合、すべて乗務させないことはおかしい。

Q：なぜ、乗務員だけ「アルコール検知器」を使用した検査を行うのか？

A：国交省の省令では対象を動力車操縦者（運転士）としているが、直接、列車の運行に関わる社員として車掌を含めた乗務員を対象としている。乗務員だけとしているのは、お客さまの目のほか、社員に安心して乗務していただくためである。すべての社員が「酒気帯び勤務はできない」のが大前提であり、乗務員以外でも管理者が社員の酒気帯びを確認したら「不参」としている。

Q：なぜ、以前よりも厳しい基準としたのか？

A：省令では「酒気を帯びた状態が確認できたとき」とある。新型の検知器では数値が表記されるようになり、0.00mg/l 以外の数値は「酒気を帯びた状態」と判断している。なお「0.05mg/l 未満は0.00mg/l とする」としているのは「アルコール検知器協議会」の見解に基づく。

Q：「マウスピース」を紛失したときの取り扱いは？

A：当直助役に申告すれば用意する。汚損した場合も自己申告により、新しいマウスピースと交換する。

Q：「アルコール検知器」本体のメンテナンスは、どのようになっているのか？

A：本体を一年で交換する。また、取扱説明書では「2万回で交換」となっているが、社員が多い職場では、複数の検知器を均等に使用するように指導しているため、使用回数での交換は行わない考えである。

Q：管理者と対面して点呼を取っているのに、なぜ、カメラによる記録が必要なのか？

A：導入目的は本人確認である。社員の表情や数値をより厳密に残し、何かあった場合でも「酒気は帯びていない」と証明できるようにするためである。国交省基準に基づき保存期間を1年間としている。